

河合町議会会議録

令和2年 1月7日 開会

河合町議会

令和2年第1回（1月）河合町議会臨時会会議録目次

| | |
|------------------------|----|
| ○招集告示 | 1 |
| 第 1 号（1月7日） | |
| ○議事日程 | 3 |
| ○本日の会議に付した事件 | 3 |
| ○出席議員 | 3 |
| ○欠席議員 | 3 |
| ○出席説明員 | 3 |
| ○議会事務局出席者 | 4 |
| ○開会の宣告 | 5 |
| ○開議の宣告 | 5 |
| ○町長の挨拶 | 5 |
| ○会議録署名議員の指名 | 7 |
| ○会期の決定 | 7 |
| ○付議事件の一括提案理由の説明 | 8 |
| ○議案第1号の質疑、討論、採決 | 9 |
| ○議案第2号の質疑、討論、採決 | 23 |
| ○議案第70号の再議の説明、質疑、討論、採決 | 33 |
| ○議員発議第1号の上程、説明、採決 | 47 |
| ○議会運営委員会の閉会中の継続調査 | 49 |
| ○閉会の宣告 | 49 |
| ○署名議員 | 51 |

河合町告示第34号

令和2年第1回（1月）河合町議会臨時会を次のとおり招集する。

令和元年12月27日

河合町長 清原和人

1 期 日 令和2年1月7日

2 場 所 河合町議会議場

3 付議事件

議案第1号 河合町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例
の制定について

議案第2号 町長及び教育長の給与の減額に関する条例の制定について

「議案第70号 まほろば環境衛生組合の設立について」の再議について

令和 2 年 1 月 7 日（火曜日）

（第 1 号）

令和2年第1回（1月）河合町議会臨時会会議録

議事日程（第1号）

令和2年1月7日（火）午前10時00分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 議案第1号 河合町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について
日程第 4 議案第2号 町長及び教育長の給与の減額に関する条例の制定について
日程第 5 「議案第70号 まほろば環境衛生組合の設立について」の再議について
日程第 6 議員発議第1号 ごみ処理施策検討特別委員会の設置について
日程第 7 議会運営委員会の閉会中の継続調査について

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第7まで議事日程に同じ

出席議員（13名）

| | | | |
|-----|---------|-----|---------|
| 1番 | 森 光 祐 介 | 2番 | 常 盤 繁 範 |
| 3番 | 梅 野 美智代 | 4番 | 佐 藤 利 治 |
| 5番 | 中 山 義 英 | 6番 | 坂 本 博 道 |
| 7番 | 長谷川 伸 一 | 8番 | 杵 本 光 清 |
| 9番 | 大 西 孝 幸 | 10番 | 馬 場 千恵子 |
| 11番 | 岡 田 康 則 | 12番 | 西 村 潔 |
| 13番 | 谷 本 昌 弘 | | |

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により出席した者

町 長 清 原 和 人 副 町 長 田 中 敏 彦

| | | | |
|------------------------|-----------|------------------------|---------|
| 教 育 長 | 竹 林 信 也 | 企 画 部 長 | 澤 井 昭 仁 |
| 総 務 部 長 | 福 井 敏 夫 | 福 祉 部 長 | 門 口 光 男 |
| 住 民 生 活 部 長 | 木 村 光 弘 | ま ち づ く り 推 進 部 長 | 堀 内 伸 浩 |
| 教 育 部 長 | 上 村 欣 也 | 企 画 部 次 長 | 森 嶋 雅 也 |
| 総 務 部 次 長 | 浮 島 龍 幸 | 福 祉 部 次 長 | 杉 本 正 範 |
| ま ち づ く り 推 進 部 次 長 | 福 辻 照 弘 | ま ち づ く り 推 進 部 次 長 | 石 田 英 毅 |
| 総 務 課 長 | 小 野 雄 一 郎 | 財 政 課 長 | 上 村 卓 也 |
| 環 境 衛 生 課 長 | 佐 藤 桂 三 | | |

会議に従事した事務局職員

| | | | |
|-----|---------|-------|---------|
| 局 長 | 阪 本 武 司 | 調 整 員 | 松 本 良 一 |
|-----|---------|-------|---------|

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

○議長（杵本光清） おはようございます。

本日、告示第34号をもって、令和2年第1回臨時会を招集されましたところ、ただいまの出席議員は13名で定足数に達しております。

よって、令和2年第1回臨時会は成立いたしましたので、開会いたします。

◎開議の宣告

○議長（杵本光清） これより本日の会議を開きます。

◎町長の挨拶

○議長（杵本光清） 町長、招集の挨拶を登壇の上、願います。

○町長（清原和人） はい、議長。

○議長（杵本光清） 清原町長。

（町長 清原和人 登壇）

○町長（清原和人） 新年明けましておめでとうございます。本年もよろしくお願ひいたします。

本日、令和2年第1回1月臨時会を招集いたしましたところ、議員各位にはご多忙中にもかかわらずご出席いただき、厚くお礼を申し上げます。

本日は議案第1号、議案第2号及び議案第70号の再議についての3案件を提出させていただいております。

議案第1号 河合町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定につきましては、昨年12月定例会での審議や討論の内容をもとに一部修正したものでございます。

議案第2号 町長及び教育長の給与の減額に関する条例の制定につきましては、このたび

の教育長の喫煙問題が教職員への信頼を大きく失墜させる深刻な事案と受けとめ、住民の皆様にご心からお詫びを申し上げます。

このことから、任命権者である私は、その責任を重く受けとめ、給与月額10%を1カ月間、教育長は教職員を指導監督すべき立場でありながら室内で喫煙した責任として、給与月額10%を3カ月間自主返納するものでございます。

「議案第70号 まほろば環境衛生組合の設立について」の再議につきましては、昨年12月定例会において修正可決された当該議案について議会の権限を越えた議決であると認め、再議を求めるものでございます。

後ほど議案説明をいたしますが、皆様方には慎重審議いただきまして、ご決定を賜りますようお願い申し上げます。

さて、山辺・県北西部環境衛生組合の参加につきましては、昨年12月24日の議会全員協議会で参加に至った経緯や経費比較等について説明いたしました。

可燃ごみみのみの参加については、平成27年12月に議会の議決で町としての意思決定を形成し、法的手続の完了後、施設の整備が進められているところです。そして、可燃ごみを広域組合で処理する場合に必要な積みかえ施設の建設・運営を町単独で行うのではなく、安堵町、広陵町との3町共同で進めることで、できるだけ経費圧縮を図るものがこの議案によるまほろば環境衛生組合の設立で、財政状況は厳しい本町にとっては非常に重要なこととなります。

一方、不燃ごみ等の処理については、現在の施設で処理の継続が可能で、経費も抑制できることから不参加と判断されたところですが、今後長期的な視野に立った場合、広域組合の参加等も視野に入れる必要が出てくることは否定できません。このことについては、今後議会と協議を重ね、住民にとって最善の方法を検討しなければなりません。

また、教育長の喫煙問題につきましては、任命権者である私と教育長の給与額の一部を自主返納する条例を今臨時会に上程しております。

このようなことは二度と起きないように、現在関係者のヒアリングと全職員のアンケート調査により事実確認などを行っているところです。関係者からは、平成29年4月から建物内禁煙、令和元年7月から敷地内禁煙であることは全員が理解していたこと。室内での喫煙の事実や一部来客者も喫煙していたことを認識していたことなどが明らかになっています。今後再発防止に向けて取り組み、住民の皆様の信頼回復に努めてまいります。

以上で招集の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

◎会議録署名議員の指名

○議長（杵本光清） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により議長において、1番、森光祐介議員、2番、常盤繁範議員を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（杵本光清） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

12月27日と本日、議会運営委員会を開会していただいておりますので、谷本昌弘議会運営委員長より会期等についての報告を願います。

○13番（谷本昌弘） はい、議長。

○議長（杵本光清） 谷本委員長。

○13番（谷本昌弘） 去る12月27日と本日、議会運営委員会を開催し、日程など決定足しましたので、その結果を報告いたします。

会期は本日1月7日の一日といたします。本日の議事日程は、議案第1号、第2号、令和元年12月定例会で議決されました議案第70号の再議、議員発議第1号、議会運営委員会における所管事項の閉会中の継続調査を一括上程し、逐条審議いたします。

以上、報告終わります。

○議長（杵本光清） お諮りします。

会期等については、ただいまの委員長報告のとおり決定したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（杵本光清） ご異議なしと認めます。

よって、会期は委員長報告どおり本日一日と決定いたします。

◎付議事件の一括提案理由の説明

○議長（杵本光清） それでは、理事者より、議案第1号、第2号について、提案理由の説明を登壇の上願います。

○副町長（田中敏彦） 議長。

○議長（杵本光清） 田中副町長。

（副町長 田中敏彦 登壇）

○副町長（田中敏彦） 改めまして、明けておめでとうございます。

傍聴席の皆様、年始早々にもかかわらず、たくさんの傍聴に詰めかけていただきまして、まことにありがとうございます。本年もどうぞよろしくお願いいたします。

それでは、令和2年第1回臨時会に提出されました議案のうち、議案第1号、議案第2号、2案件につきまして、私からご説明を申し上げます。

まず、議案第1号 河合町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定についてでございます。

このことにつきましては、非常勤職員等の適正な任用の確保等を目的としまして、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行により、会計年度任用職員制度が創設されることに伴いまして、本町におきましても会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものでございます。

令和元年第4回、昨年12月河合町議会定例会におきましてご審議いただきました討論の内容をもとに一部修正させていただいたものでございます。

修正いたしました主な内容につきましては、第15条の2として退職手当の規定を明記いたしました。

また、別表第1給料表中、「2 行政職給料表（2）」及び「3 行政職員給料表（3）」の表を削除いたしました。

さらに、別表第2等級別基準職務表中、「2 行政職員給料表（2）等級別基準職務表」及び「3 行政職給料表（3）等級別基準職務表」を削除いたしました。

なお、この条例は令和2年4月1日から施行するものでございます。

続きまして、議案第2号 町長及び教育長の給与の減額に関する条例の制定についてでございます。

先ほど招集の挨拶で町長も申し上げましたが、このことにつきましては、このたびの教育

長の喫煙問題に関しまして任命権者であります町長は、管理監督者としての責任を重く受けとめられまして、給与月額の変納を申し出ていただきました。それにつきまして、給与月額の10%を1カ月間自主返納、教育長は教職員を指導監督するべき立場でありながら、室内で喫煙した責任として給与月額の10%を3カ月間自主返納するものでございます。

以上、私からは提出されました議案の説明をさせていただきました。よろしくご審議、ご決定賜りますようお願い申し上げます、説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

◎議案第1号の質疑、討論、採決

○議長（杵本光清） 日程第3、議案第1号 河合町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

質疑のある方、発言願います。

○7番（長谷川伸一） はい。

○議長（杵本光清） 長谷川議員。

○7番（長谷川伸一） 質疑いたします。12月議会に上程された議案第62号の中の第4条について今回文言を改定され、4条についての趣旨はよく理解できました。

次に、第6条について、新たに給料表の適用を受けるフルタイム会計年度任用職員となった者の号給は、規則で定める基準に従い任命権者が決定すると条文でうたわれています。

既に詳細を制定しているような規則はできているのでしょうか。規則はでき上がった段階で規則内容は議会に開示されますか。

斑鳩町においては、さきの12月議会でこの規則内容が議会に公表され、承認されています。この点、河合町は今後どのように対処していただけますか、ご意向をお示してください。

次に、フルタイム会計年度任用職員雇用の際、雇用保険、労災保険、厚生年金保険、共済健康保険料などは労使間、自治体と雇用者側臨時職員さんの二者間での負担はどのようになっていますか、ご説明ください。また、パートタイム会計年度任用職員雇用の際も、これら保険料の負担はどのようになっているのか、ご説明をお願いします。

雇用保険に加入の場合、退職手当は給付されないものと認識していますが、第15条の2、

今回追加された条文ですが、この退職手当はどのように適用するのでしょうか、この点ご説明ください。

また、奈良県市町村総合事務組合退職手当支給条例の定めるところによると、この15条の2では条文になっております。具体的なお質問させていただきます。

例えばの話ですが、かがやきの森こども園に保育士さんを臨時職員、つまり会計年度任用職員として雇用の場合を想定してみますと、例えば基本給2級、第30号を適用して雇用基本給24万700円としますと、1年間勤務して自己都合で退職された場合は、いかほど退職手当が給付されますか、もしわかればご説明ください。また、自己都合、使用者側の都合による退職によって退職手当に違いはありますか、この点もご説明いただければありがたいです。

次に、フルタイム会計年度任用職員の退職手当に関連して、来年度から退職手当負担金は幾らほど町全体として増えるか試算はされていますか。もし試算しているならば公表お願いします。

次に、第30条についても申し上げます。

この条例の規定にかかわらず、職務の特殊性を考慮し、町長が特に必要と認める会計年度任用職員の給与については、常時勤務を要する職を占める職員との権衡及びその職務の特殊性等を考慮し、任命権者が別に定めるとなっております。

ここでご質問します。

この任命権者とは、この条文の任命権者とはどなたを意味するのか、具体的にご説明ください。

それと、職員との権衡、ちょっと余り使わない言葉なんですけれども、権衡の意味をかみ砕いてご説明していただければありがたいです。ご説明をお願いします。

次に、最後のページの別表第1の備考について申し上げます。

「この表は他の給料表の適用を受けない全てのフルタイム会計年度任用職員に適用する」。次に、「ただし、第30条に規定する会計年度任用職員は除く」と、この「ただし」の後に文章がついています。これを第30条とこの備考の文言を組み合わせると任命権者、つまり町長が独自の判断といいますか、恣意的に臨時職員会計年度任用職員を別表第1の表以外の給料で、低くはないと思いますけれども、三十万何ぼが今上限になっておりますけれども、これ以上の金額で雇えることができるのかどうか、この備考の文言を付加した理由、意図並びに企図をご説明ください。

以上、お願いします。

○議長（杵本光清） 小野総務課長。

○総務課長（小野雄一郎） それでは、ご質問いただきました内容につきまして、順にご説明いたします。

まず最初に、規則のお話ございました。こちらが6条にあります号給の定める規則ですが、現在考えておりますのが、我々一般職の常勤職員のためにあります初任給及び昇給などを定めております規則がございまして、その運用の範囲内で実施することを想定しております。

そして、現在の規則内容につきましては町の例規集で搭載しておりまして、今後、会計年度任用職員の制度導入に際しまして一部改正の必要性はあろうかと考えておるところでございます。

その公表内容につきましては、これまでどおり公布の手続または例規集に搭載するという方法で考えております。

次に、フルタイム会計年度任用職員の共済保険などの加入に関する内容ですが、こちらが共済保険の加入に関しまして法令上の定めがございます。例えば共済組合に加入するためには、その任用が事実上継続したと認められ、月に18日以上勤務する月が引き続き十二月を超える、こういった場合に共済組合に加入できるなどの法令上の要件がありまして、こういった法令上の要件を満たす場合には共済に加入ということになります。そして、逆に満たさない場合には、社会保険制度に基づくものになると考えております。

また、引き続きまして、パートタイムにつきましても、同じご質問いただいております、こちらの場合も法令の要件を満たす場合、社会保険制度に基づく社会保険に加入していただくこととなります。ということは、勤務時間等が短い場合に、社会保険にも加入していただけない場合には、国民健康保険等で対応することになろうかと考えております。

次に、退職手当の支給に関するご質問ですけれども、退職手当につきましては、フルタイム会計年度任用職員についてのみ対象となっております、その対象が月18日以上勤務する月が引き続き六月を超える者については支給することとなります。

そこで、例えばこども園に勤務する保育士の具体的な給与の額を例示していただきまして、ご質問いただきましたが、ちょっと今持ち合わせの資料では試算等ができませんので、この場でお答えすることはちょっと困難になっております。今後また別の機会にご説明させていただければと考えております。また、あわせまして、退職手当の負担金に関しましても、現在、そういった今後どれだけの職員が対象となるのかがちょっと今のところつかめておりませんので、この場で具体的な退職手当組合の負担金の額というのも、ちょっとご説明しかね

るところでございます。

次に、条例の第30条に関するご質問でございます。

この中で、まず、権衡という文言の説明をとということなんですけれども、一番かみ砕いて表現させていただきますと、ほかの職員とのバランスというような、そういった意味合いと考えております。

次に、給料表の備考欄のただし書きについてのご質問をいただいております。

こちらの備考欄のただし書きですが、ここで第30条に規定する会計年度任用職員を除くということで、この規定と30条の規定を合わせてしまうと、恣意的な取り扱いができてしまうんじゃないか。要は条例の規定を無視したような取り扱いができてしまうんじゃないかというご質問だと思いますが、あくまでもこの30条につきましては、先ほど申し上げました常時勤務を要する職を占める職員との権衡及びその職務の特殊性を考慮して任命権者が別に定めるものでございますので、そういった恣意的な取り扱いというのはできないものと考えております。

あと、30条における任命権者ですが、これは町長であると考えております。

以上でございます。

○7番（長谷川伸一） はい、議長。

○議長（杵本光清） 長谷川議員。

○7番（長谷川伸一） ご説明、ありがとうございます。

まず、6条について規則内容ですけれども、今言われたように例規集で大体うたっているということになっておるんですけれども、もう少しわかりやすく今後、斑鳩町の場合も例規集というのか、この間会議まほろばホールで読ませていただいたんですけれども、具体的に例えば職種によって、例えば保育士さん、臨時教員、いろんな職種はあるんです。そこを具体的に1級の何号から何号までと、2級の何号から何号までというふうに、やっぱりある程度規定をきっちり枠を入れていっておられていますんで、この点もう一度河合町においても、もっと例規集の中でも規則でも見えるように具体的にしていきたいと思います。

今現状、退職手当についてはよくわかりました。

ちょっと1つお聞きしたいんですけれども、私民間企業におりましたんで、雇用保険とかいうのがやっぱりどうしても強制で入らなあかんんですけれども、いけば自治体の場合は、こういったフルタイムやったら雇用保険は今入るんですか、入らないんですか。昔でいけば失業保険ですけれども、それをちょっとお聞きします。

それとあと、退職手当の金額等の細かいことは奈良県の市町村総合組合の退職手当条例に基づいて算定して支給されるというふうに、大体そうなおおると思うんですけども、この点も含めてもっと細かく、今後もわかりやすく規則をできましたら定めていただきたいと、議会のほうにも開示をお願いしたいと思ひます。

あと、30条について、これ、ちょっと非常に行政用語なんで理解しがたいんですが、「常時勤務を要する職を占める職員との権衡及びその職務の特殊性」となっているんですけども、私、この権衡というのは、ちょっと今小野課長がご説明いただいた意味と私勘違ひしておりまして、権衡というのは、職員の中で、例えば税務に物すごいエキスパートの人が急にやめていなくなった場合、そういったときにどなたかを臨時職員で雇う場合に、そういったものを作ってバランスいう、もうどうしても重要な職務の内容の従事者を募集するときに、そういった権衡という意味やったんですけども、今見たら160人ある職員さんのバランスということなんで、その点が意味がわかりにくいんですけども、権衡というのは、これ辞書引いたら、「はかり」という意味ですよ。そこら辺がちょっともう少し具体的にご説明していただきたいと思ひます。

これに30条の町長が特に必要と認めるとなっている。任命権者が別に定めるとなっているんですけども、よく任命権者いったら、この間のときでも任命権者のことは町長さんということで、この間12月16日でも言われているんですけども、これをよく読むと、任命権者というのは、例えば具体的に、私がAという局の部の部長だったら、部長がこの職で1人欲しいと、この人にやってほしいと町長にお願いする。その部長さんが任命権者となるのか、その点だけちょっと、部長や課長が任命権者となるかどうかその点、ご説明、どのようにあちら側は見解を持っておられるかご説明。町長が任命権者ですか、その点だけきっちり、はっきりと教えていただきたいということでお願いします。

○議長（枚本光清） 小野総務課長。

○総務課長（小野雄一郎） すみません。ちょっと説明不足のところもございました。

まず、規則等に関しましては、今ご指摘いただきました他団体の例などを参考にきちんとわかりやすい具体的な表現を用いたいと考えております。

そして、あと30条の権衡の意味なんですけれども、先ほど私、バランスと申し上げましたが、これはほかの職員さんが同種の職務をするような職員がおられる場合に、そういった方とのバランスをとった上でということと説明させていただいたところがございます。

あと、任命権者なんですけれども、任命といいますのが、特定の人物をその職に命ずるこ

と、行為を指すわけなんですけれども、例えば町長であったりとか、あと教育委員会でしたら教育長、そういった方々が任命権者として考えられまして、今おっしゃった部長級の職員が任命権者となることは本町としてはございません。

以上となります。

○議長（杵本光清） ほかにございませんか。

中山議員。

○5番（中山義英） それでは、私からは新たに15条の2で退職手当を明記していただいて、新たに加えることについてはわかりやすいかなと思います。

ただ、この条例いろいろ修正された中で見ておりまして、まず別表第1で職務の等級を1級、2級に分けられておられます。そして、その基準というものが別表第2で書かれているんですけれども、その中で2級、「相当の知識または経験を必要とする職務」というふうに書かれているんですけれども、この「相当」という表現が非常にわかりづらい、曖昧で。例えば相当の知識、経験の経験というのは1年以上なのか、3年以上なのか、相当な知識をはかるのはどんな物差し、これ全くわからない。だから、これはどういう基準になってんのか、その説明を求めます。

それと、別表1に示されている1から125の号給、これは、もう単に人事院の号給俸給表を引用していることはわかります。

ただ、この号給というのは、本来勤務年数とか功績、能力によって反映されるものであって、通常はほとんど年数によって上がっていきます。1から125号までであるのは、河合町においては、年数や功績によって臨時職員でも給与が上がっていく、いわゆる昇給していくということを指しているのかというのが、まず1点目。

それから2点目に、今長谷川議員からもありましたように、この条例規定の定め方では幅広い職種の臨時職員の給与を任命権者の裁量に委ね過ぎているのかなというふうに思います。このままの条例では、将来、必ず誤解が生じると考えます。

本来、臨時職員を募集する場合、時給何ぼ、日額何ぼという形で募集されると思いますが、別表第1では、フルタイムの場合月額14万4,100円というふうに書かれており、パートタイムの場合はどうするのかというのが第25条で報酬額の算出方法が規定されていますが、はっきり言って、これ読んで普通わからないと思います。

普通の人がこの条例を一目見て、一般事務の時給が何ぼで、日給が何ぼやねというふうにわかると考えておられますか。

県内のほかの自治体では、やはり住民にわかりやすいように職種ごとの時間給、日額、月額
の別表をつくって、それも規則じゃない、条例につくって対応されているところがあるん
です。例えば一般的な事務、またはこれに相当する業務に従事する者は時給が850円から940
円以下、それで、保育園調理員は時給910円以上960円以下が、学校給食調理員が時給870円
以上890円以下、それら以外にも保育士、幼稚園講師、外国語指導助手、消費生活相談員な
ど18の業務に従事した場合の時間給、日額、月額が条例の別表で規定されています。そして、
18以外の業務について初めて職務の内容に応じて任命権者が定めるというふうに規定されて
います。

河合町においては、そんな臨時職員を雇う職種はないと思うんで、初めから雇用する職種
が決まっているなら、住民や臨時職員の応募に来られる方に対してよりわかりやすいように、
初めに職種ごとの給与に時給何ぼ、日額何ぼというふうなやつを条例で規定されてはどうで
すか。恐らくこの条例見ても、近隣の自治体の条例を左から右に参考にされたとは思って
すけれども、もっと進んだ自治体のやり方をやっているところもあるんで、そういったとこ
ろの手法をどんどん取り入れていただきたい。

そこで、私から河合町は職種ごとの時間額、日額、月額の別表を条例に作成する気はある
のか、説明をお願いします。

それと3点目、これ、臨時職員として4月1日以降フルタイムで来られた場合、最低でも
月額14万4,100円ということになりますね、これ。それで、河合町に高卒で新規で採用され
た職員の方、この方の月の月額給料はどれぐらいなのか、ちょっとその比較でお答え願えま
すでしょうか。

以上です。

○議長（杵本光清） 小野総務課長。

○総務課長（小野雄一郎） それでは、ご質問内容について順に答弁いたします。

まず、今回の職務の級、2級におけます「相当の知識または経験を必要とする職務」とい
うことで、この表現といいますのが一般職の常勤の職員の給料表の表現そのまま使っており
まして、あくまで行政の事務をやる中で、単なる事務補助でなく、自身の知識をもって職務
を処理する能力を備えているような者を想定しております。

次に、各号給ですね。号給が125まで2級の場合ある。これは昇給を想定しておるのかと
いうことですが、今回の会計年度任用職員の制度上昇給、昇給でないんですけれど
も、昇給的要素という表現を用いられているんですけれども、会計年度終わりました、再度

会計年度任用職員を任用する際には、例えば前歴であるとか経験、そういったものを加味した上で、再度の任用を行うこととされておりますので、これが昇給的な要素としまして考えております。よって、昇給的な要素は考えております。

そして、条例の規定がわかりにくいということですが、すみません、ちょっと今回の条例を規定する中で、あくまで解釈に紛れが生じない、そういったことを最大限考えた結果、このような表現になっております。募集の際には非常にほかにもわかりやすい、例えば具体例、日額、月額など具体的な金額を表現した上で募集はさせていただきたいと考えておりますが、条例案といたしましては、このままで考えております。

次に、最低額が14万4,100円、これが例えば高卒の経験年数がない職員の場合と比較してどうなのかということですが、高卒の新規職員が、現在でしたら同じ給料表を使いまして、1級の5号給の位置にまいります。よって、この14万4,100円というのは、高卒の新規採用職員よりは少し低目の額ということになっております。

以上となります。

○議長（杵本光清） 中山議員。

○5番（中山義英） 今のお話では、それでは、河合町は別表を条例のほうにつくる気はないねんと、今のところ、そういうことですね。それと、号給については、当然1年、2年、3年であれば昇給の要素はあんねんと。

それと、相当の知識に対して、要は誰がそれを判断するのか僕はすごく疑問に思うんですわ。

ただ、何かそういった業種に、例えば何年おったから、これやねんとか。例えばもう居眠りして座っていてもおってんと。3年おってん、5年おってんという自己申告だけで、同じようにその仕事して、給与が変わってくるというのも変な、違うかなという気はします。何かもうちょっとちゃんとした物差し、例えば国家資格があるなら、当然、それは1つの判断材料になりますやろけれども、今の説明ではちょっとその判断が、あくまで恣意的なものが、要素が含まれるのかなという気はします。

それと、やはり条例に規定してもらわないことには、こういった議会で我々議員が何も発言できない。もう言い方ちょっと悪いですけども、規則にすると行政側がもう一方的にやりたい放題になってしまうのがあるので、必ず、私としては職種ごとの日額、月額、そういうのは条例に規定していただきたいというのを要望します。

以上です。

○議長（杵本光清） 福井総務部長。

○総務部長（福井敏夫） すみません。職種ごとの給料の額でございます。それにつきましては、先ほど課長申しましたように、当然募集の時点ではわかりやすい形ということで、各職種ごとに金額を明示した上で募集をかけたい。その辺につきましても、当然そういう形で皆様にも開示をしてみたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

あと、それと1級、2級、2級の職務に該当する場合ということでございます。これにつきましても、一般職の職員と均衡を考えながら対応してみたい。その上で、ある程度客観的な数字も持ちながら考えてまいりたいと考えております。よろしく申し上げます。

○議長（杵本光清） 常盤議員。

○2番（常盤繁範） この議案に関しましては12月定例議会で第62号議案として提出されたものが否決されております。それに対して議案として提出されておりますので、その対比という形で質問させていただきたいんですけれども、よろしいでしょうか。

内容としましては第30条の部分ですね。やはり私としても、そこの部分ちょっと気になっておまして、原案としての否決された議案のほうの表を見ますと、第30条に対する表ですね。行政職給料表を言葉で申し上げていきます。1級、2級、3級と分かれておりました。1級が参事職、2級が理事職、3級が参与職、それぞれ勤務の形態が違うわけですね。その中において、1級職は、号給としては1つのくくりで14万4,100円、2級が31万7,100円、3級が35万600円、こういう形の表があったんですね。この表が今回削除されるといった形になっております。

では、その削除された給与表に基づく方々の定める枠組みというのはどの条例になるのか、また、今回提出された条例の議案の中に当てはまるのか、まず、そこの部分をお答えいただきたいというところでございますが。

○議長（杵本光清） 小野総務課長。

○総務課長（小野雄一郎） 12月議会に提案いたしました条例内容に基づきます行政職給料表（3）の部分に関するご質問だと思います。

この給料表につきましては、それぞれ当時の案ですと、参事の職、理事の職、参与の職を定めたものでございました。

今後、これらの方の職の取り扱いがどうなるのかというご質問ですが、これらの方の職の取り扱いにつきましては、12月議会の一般質問でも答弁しておりますが、今のところ、その必要性等を検討するというところで考えておまして、4月1日につきましては未定という段

階です。

○議長（杵本光清） 常盤議員。

○2番（常盤繁範） ご答弁いただきまして、ありがとうございました。

では、現時点でこの修正された議案第1号に関しましては、現状でいらっしゃるその3職ですね、3つの職制の方々の給与が現状では4月度以降、今年の4月以降、来年度になりますね。現状では未定だと、そういう形であるという形でご答弁いただいたというところを確認させていただくことと、その上で申し上げておきたいこととしましては、判断基準としての我々チェック機能としての議員がおります。その判断基準として全く今回の修正された形になりますと、現状で全く見えない形になるんですね。この状態で判断のしようがなかなか難しいというところは、逆にあるのではないかなと、そのような形で思うんですけれども、第30条のほうで何回も条文読むのを割愛させていただきますが、「職務の特殊性等を考慮し、町長が特に必要と認める」という文言が第30条にはございます。この言葉でくくられる形というものは、はっきり言うと無限にあるんじゃないのかなと、そのように考えるんですね。どういう形……はっきり言いますと、そのときの町長さんの裁量次第で、どんな形でも採用できますよと。例えば年俸5億円で採用とか、もうメジャーリーグ並みですね。そういう形でも条件によっては採用できる余地はあるわけですね。申し上げておきたいのは、やはり特殊性を考慮した特命任務というのは必要だと思うんです。

後ほどの議案に関して質疑の際に申し上げたいこととして別にあるんですけれども、例えばコンプライアンス、そういった形の担当職員に関しましては、しっかりとした職制を明確にして、しっかりと機能することによって行政機能、内部統制、そういったものがしっかりと確立されると思うんですよ。はっきりとした目的があれば、合計が高かろうが構わないと思うんですね。

しかしながら、その基準がわからない形であれば、やはりこれは承認できない、難しい形になると思います。

要望に近いんですけれども、特殊性を伴う職制に関して今後別に条例を定める、そういった形のものをご検討いただけないものかと質問させていただきます。

○議長（杵本光清） 小野総務課長。

○総務課長（小野雄一郎） 実は今回の条例の修正に関しましては、この30条の必要性というのも当然検討しております。12月議会におけます討論の中で、この必要性に関する討論もございました。その中で、どうしても我々検討の結果、この部分は削ることができないという

判断をしております。

それは具体的にどういったことを想定して、では削ることができないと判断したのかと申し上げますと、例えばいわゆるALT、外国語指導助手、そういった者の雇用に際して必ず必要となってまいります。このALTにつきましては、自治体国際化協会が実施します語学指導等を行う外国青年招致事業において、全国一括的にその勤務条件を提示した上で、その募集に応募された方が町に来て雇用されるという形態をとっております。

よって、この条例で定めてしまいますと、その都度募集要件が変わるたびに条例の改正が必要になってまいります。よって、そういった場合に備えて規則等で勤務条件を定めておいてくださいといった、そういう通知なども出されておりますので、今回こういったものを想定して30条というのは残しております。

議員のご質問に対する答弁になっておるか、ちょっとわからないんですけども、我々としてはこの条文は必要だと判断しております。

○議長（杵本光清） ほかにございませんか。

坂本議員。

○6番（坂本博道） この条例につきましては、12月議会でも、基本的には非正規職員の改善になるということで賛成をしたんですけども、今回の案と結びついて確認も含めてですけども、聞いておきたいと思います。

今もありましたけれども、今度3表がなくすということで、結局、参与、参事、理事の給与の位置づけというのがどこに出てくるかということについては確認したいと思いますが、結局、これは4月以降も継続されるとしたら、どの位置づけで給与が決めるかについてはお聞きしたいですが。

○議長（杵本光清） 小野総務課長。

○総務課長（小野雄一郎） 参与・参事・理事職につきましては、どの位置で雇用するのかというご質問ですが、そもそも今検討中ございまして、例えば会計年度任用職員として雇用するかどうかも含めて、現在のところ検討しておるところでございます。今のところ、どの位置で雇用するかということもご答弁することはできません。

○議長（杵本光清） 坂本議員。

○6番（坂本博道） 前回のときは、現状をとにかく反映させれば、こういう表になりますということになっていたと思いますので、ですから現状がどこかにわかるというか、せならんといかんとは思っています。

ですから、自分としては30条を使ってやる場合もあるのかなと思ったりはしているんですけども、そうなると、余計に30条でもし採用された場合も、当然これは開示される対象にもなると思いますけれども、その点はどうでしょうか。

○議長（杵本光清） 福井総務部長。

○総務部長（福井敏夫） 参与、理事あるいは参事の件でございますが、会計年度任用職員で採用するのか、あるいは先般議決をいただきました任期付職員で採用するんか、その辺も含めまして、その根本となる職の存続も含めまして今検討しておるところでございますので、その辺はご理解よろしくをお願いします。

（「開示の対象になるかという」と言う者あり）

○総務部長（福井敏夫） すみません、当然、情報開示の対象にはなると考えております。

○議長（杵本光清） ほかに。

西村議員。

○12番（西村 潔） まず、30条、いろいろ議論が出ておりますけれども、特にこの職務の特殊性等を考慮するところです。この特殊性ですね、現在の現行でこういう、これに該当する人がいらっしゃるかどうか、まずね。

それから、これは将来の施策によって変わってくるでしょうけれども、どういう職務の特殊性ということ想定しているのか。例えば施策が変われば、当然そういう人たちも募集するということになると思いますけれども、まず現行の状態、それから今後の特殊性を考慮するということですね。これは例えば先ほど質問がありましたように、等級で1級、2級と、2級とは別ということですので、例えば国家資格を持っているとか、あるいは専門的な能力持っているとか、そういうようなものもひっくるめて30条の職務の特殊性ということに該当するかどうか、これ1点ですね。

それから、給与という点からすると権衡という言葉を使っていて、バランスをとるということだと思いますけれども、場合によっては職員さん以上の給与を出すということも想定はしておるのでしょうか、この点をお願いします。

それから、例えば2級のところですね。相当な知識というのは、例えば国家資格を取っている人ね。職員さんは国家資格持っていないわけですよ、持っている人もいらっしゃいますけどね。そうすると、例えば認定こども園の中で国家資格持っていますよね。そういう人たちもこの2級のところに、臨時だろうが、職員さんであろうが、そういうのをそこへ加味するのかどうかということですよ。私、かねて認定こども園のときに質問したのは、キャリア

パスをつくって、例えば保育士さんを3年勤めたら、こういうふうにランク上がっていくよとか、そういう提案をさせてもらったことがあるんですね。そういうことをこの中でできるかどうかですね。特にこれは1つの事業ですから、やはり保育士さんとしても勉強してもらって、最近人手不足で集団でやめてしまうところも出てくるわけですよ。そういうことも含めると、この給与体系とは別に、こういうふうな経験をしたら、こうなりますよということをこの中ではなかなか難しいんじゃないかと思うんですね。そういうところについて2級に該当するかどうか、それについての回答をお願いしたいと思います。

○議長（杵本光清） 小野総務課長。

○総務課長（小野雄一郎） この30条でございます特殊性ですが、現行どういった職があるのかというお問い合わせですが、先ほど申し上げました今この条文を残しておりますのが、まず、ALTの職員は必ず雇用するためにこの条文が必要であろうと考えておったところです。

あと、この2級の相当の知識に関しまして、例えば国家資格を持っておる者を対象とするのか、そういったご質問ですけれども、この2級の表現が我々常勤の一般職の職員の給料の規定と全く同じ表現をしておりまして、それらの職員の取り扱いと同じ、まさに権衡を考えた上での取り扱いにしたいと考えております。

以上です。

○議長（杵本光清） 西村議員、ちょっと待ってください。

1つ目の答弁なんですが、西村議員が意図された答弁になってますか。現状ALTはわかっているんですけれども、それ以外の臨時職員でどうかということです。

もう一度。

○総務課長（小野雄一郎） 失礼いたしました。

現状、ALT以外ではないということで答弁させていただきます。

○議長（杵本光清） よろしいですか。2個目。

○12番（西村 潔） 将来的なことをちょっと質問で。

○総務課長（小野雄一郎） 将来的にどのような職を考えているかということに関しましては、ちょっと今のところは、その具体例を申し上げることはできません。

○議長（杵本光清） 西村議員。

○12番（西村 潔） 今30条の特殊な給与体系ということですね。頭はもう職員さん以上に出ないと、そういう考え方ですよ。

ところが、私からすれば、例えば行政の施策において必ず必要である専門的な知識、経験、

国家資格持っている。そういう人を雇ったときに、現状のこの給与で来てくれるかどうか分からへんわけですよ。だから、そういう点で、ここで言っています特殊性ということは、当然国家資格もあるでしょうね。職員さん、国家資格持っている人、少ないわけですよ。だから国家資格持っているということは、経験も豊かであれば、それ以上の給与出してもいいんじゃないかということをお問うているわけですね。

将来的な施策、これから変化していくわけですよ。職員さんの中だけではなかなか難しいと、特殊の人たちを採用して、こういう施策を実行していくという意味では、これをさらにもっと高い給料を出してきてもらうということも想定しないといけないんじゃないかと思うんですね。

ところが、これではもう最高は、幾ら何でももう職員さん以上出ないと言っているわけですよ。これでいいのかということについて質問しているわけです。

○議長（杵本光清） 福井総務部長。

○総務部長（福井敏夫） すみません。まず、会計年度任用職員につきましては、あくまで事務補助という形の捉え方しております。

それで、特殊な技能をお持ちの方、どうしても例えば税の徴収関係とかに国税OBとか雇う場合につきましては、この条例の適用にするか、あるいは任期付職員として採用させていただくか、その辺につきましては裁量権の範囲内で考えてまいりたいと考えています。

○議長（杵本光清） ほかにございませんか。

（発言する者なし）

○議長（杵本光清） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

討論。はい、長谷川議員。

○7番（長谷川伸一） 反対討論いたします。

まず、大きな趣旨としましては、別表第1の備考の文言を不要と思います。削除を願いたいと思います。

また、別表第1、1級1号、14万4,100円、月21日働いて、1日当たり7.75時間働いたとすれば時間給885円。それと、2級の125号、最高で30万4,200円、これは時間給1,869円となっております。今福井部長がおっしゃられたように、この等級別基礎勤務表1級、2級の考えは、この範囲内での現実的な職員の採用の範疇としての条文というふうに理解しております。

今言ったように有識者、例えば税とかエキスパートを雇う場合は、前回12月議会で賛成多数で可決されました第63号議案、任期付のほうで賄えると私は判断します。今回も参事、参与、理事の職においても、そちら第63号のほうで適用することにとっております。

以上により、この議案第1号については反対いたします。

○議長（杵本光清） ほかにございませんか。

（発言する者なし）

○議長（杵本光清） ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第1号の採決を行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の方、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（杵本光清） 同数であります。着席してください。

よって、議長採決とさせていただきます。

議長といたしまして、この件に関しては、まだまだ議論の余地があると考えますので、否決といたします。

よって、議案第1号 河合町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定については否決されました。

○議長（杵本光清） 暫時休憩いたします。

再開は11時10分から行います。

休憩 午前10時59分

再開 午前11時09分

○議長（杵本光清） 再開します。

◎議案第2号の質疑、討論、採決

○議長（杵本光清） 日程第4、議案第2号 町長及び教育長の給与の減額に関する条例の制定についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

質疑のある方、発言願います。

大西議員。

○9番（大西孝幸） 先ほど町長の招集の挨拶の中にもありましたが、職員の喫煙について調査アンケートという話がありましたが、この部分で調査して見つかったとすれば、どういう処分になるのでしょうか。

○議長（杵本光清） 田中副町長。

○副町長（田中敏彦） 職員の処分につきましては、懲罰委員会の委員であります私から答弁をさせていただきます。

町長は任命権者であるということで10分の1、1カ月、それから教育長は、ご本人が喫煙されていたということを認められ、10分の1、3カ月、これは私には権限がございません。それで自主的に返納されるということです。

ただ、教育長室で来客者とか他の方が喫煙されていたことを教育長はおっしゃっておられます。私も目撃したこともございます。そのときには、私、注意をしましたがけれども、教育長に私から何をどうするという権限はございませんので、町長に委ねたところでございます。

ただし、庁内で職員もいろんなところで喫煙をしているということが徐々に明らかになってきております。規範意識が欠けているのではないかということとは否めないと思います。

これにつきまして、町長からの的確に、厳格にといいますか、処分することも考えよというような指示をいただいておりますので、その辺が判明次第、適正に対処してまいりたいと、これは私の権限でもございますので適正に対処してまいりたいと、このように考えております。

以上でございます。

○議長（杵本光清） 大西議員。

○9番（大西孝幸） はい、わかりました。

つい昨年でしたか、王寺町でもこういう問題が起こりましたよね。この町長の10%、1カ月というのはわかるんですけども、教育長の10%、3カ月というのは、私の記憶では3カ月というのではないように思うんですけども、この辺はどういう意味合いを持って3カ月ということになったのでしょうか。

○議長（杵本光清） 田中副町長。

○副町長（田中敏彦） これにつきましては、処分ではなくて、自主返納でございますので、

ご本人が自分の責任がそれぐらいであろうと判断されたというふうに認識をしております。

○議長（杵本光清） ほかにございませんか。

常盤議員。

○2番（常盤繁範） 質問させていただきます。

まず、今回この条例の提出に関しまして、先ほど副町長からご答弁あったように、自主的な返納をもとに条例案を策定しましたという形であると思うんですが、この議案の提出に関しまして、余り申し上げにくいんですけども、世間の潮流というか、そういうものがありまして、私、それに逆らう形で申し上げたいところが何点かありまして質問させていただきたいところがありまして、申し上げていきたいと思うんですが、河合町には職員さんとしてコンプライアンスの担当者がいらっしゃったと思うんです。

そのコンプライアンスというものの枠組みというのがどういう形であったのか、そういったところも踏まえて、今回のこの事象に対してどのようにしていくのかということを考えるべきだと私としては思うんですね。対象者とその管理者としての人間が自主的に責任をとって、こういう形で取りましたと、不祥事を起こしましたという形のものとは一定の理解得られると思いますし、私も理解しております。

しかしながら、基本的にはコンプライアンス、法令遵守、議員法令遵守、そういう意味合いになるんですけども、そういったものの役割として、大きく2つに分かれると思うんですね。やるべきことがあるんです。

まずは、案件の法務業務、それと予防業務ですね。こういったものをしっかりと行われていたのか。例えばなんですけども、今回のこのたばこの喫煙の件に関しましても、事後の処置としてのダメージコントロールがどういう形で行われていたのか。

先ほど町長のほうからご説明ありましたけれども、まず事実の確認がありました。原因の究明、ある程度の説明受けました。もう一つ、対策の実行、その上で本来であれば、こういった処分にいたしますですとか、こういう形で賠償責任を負いますとか、そういった形のプロセスが必要だと思うんですね。これをしなければ同様のケースが必ず起こるんですね。同じケースを起こさないためには、本来4つの項目ですね。これをしっかりと順序立てて行った上で対策をしますと、今後予防していきますと、その説明のもとに今回の件に関しましてはと、こういった形でと、責任をとらせていただきますという話になると思うんですけども、実際のところ、先ほどの説明を伺っていますと、対策・実行の部分でまだ調査中、そういったところの状態であると思うんです。

本来であればですよ、コンプライアンス担当という方がいらっしゃるんですから、その方に職制として独立した、しっかりと是正勧告できるような立場に置いてその制度をつくる。その上で内部通報制度、いわば、言い方悪いですけども、垂れ込みですわ。もうちょっと優しく言えば無記名の目安箱を設置するとか、そういったことを全職員に対してこういう制度をもとにコンプライアンス担当のところに無記名で提出してもらえれば、それ調査していくからねと、そういった制度自体をコンプライアンス担当をもとにつくってあげるべきだったんじゃないか。

単純に今までの経緯を伺っていますと、コンプライアンス担当の方は、行政と民間事業者さんのガバナンス強化、形としては管理体制を整える、そういったことを余り具体的に申し上げませんけれども、事例があって、それに対して対応しますという形でつくられた制度だったと思うんですけども、今後に関しましては内部統制も職責の一つに加えていただいて、かつ、その方はしっかりと独立した立場に置いて是正勧告できるような、最悪の場合懲罰委員会に上げる、上訴する、そういった形の枠組みが必要だと思うんですけども、そういった形のものとは今回考えていらっしゃいますでしょうか。

○企画部長（澤井昭仁） 議長。

○議長（杵本光清） 澤井企画部長。

○企画部長（澤井昭仁） 私、コンプライアンス委員会の事務局を担当しておりますので、今常盤議員がおっしゃられた内部通報制度については、これ、コンプライアンス委員会の一丁目一番地でございますので、既にあります。

そしてまず、コンプライアンスの委員会でご想定しておりますのは、この事象はコンプライアンスに抵触するかどうかという議論をする想定はしております。

ただし、庁舎内で規制されているにもかかわらず、たばこを吸うというのは、これは、コンプライアンスはもう既に重視されていないということで副町長がそれをもとに分限懲戒委員会で職員の処分も検討していることです。その上で、最終、町長が決定された後、我々コンプライアンス委員会にそれを従事するための制度をもう一度考えろということで町長の指示があれば、そのときには考えます。ですんで、今回はその通報制度はしいていたにもかかわらず、そういう通報はありませんでした。

○議長（杵本光清） 常盤議員。

○2番（常盤繁範） ご答弁いただきまして、ありがとうございました。

内容のほう、状況のほう把握できました。なおさらなんですけれども、であれば、コンプ

ライアンス室、そこが機能していなかったといいますか、機能はしているんですけども、それを防ぐことができなかった。

では、今後どういうふうに対策していくのか、どういう形の権限を与えて是正していくのか、そういう大きな形、大きな形といいますか、今回の喫煙の件に関しましては、本来であれば、やめましようねという形で、はい、やめましたという短期で終わったものが、もしかすると長期にわたって行われていた可能性があると思うんですね。そういったところを防ぐために、長期化を防ぐためにどうしていくのかということは今後課題として考えるべきだなと、そのように考えております。

もう少し飛躍した形で、1つ提案という形でお話させていただきますが、私自身東京のほうでサラリーマンしていたころ、新宿のパークタワーというところで勤務していたんですね。47階建てのビルでして、私のオフィスが37階なんです。しかしながら、その37階には喫煙所がないんです。1階までおりないといけないんです。高速のエレベーター使っただとしても3分かかるんです。3分おりて、当時私、紙巻たばこ吸っていましたんで、喫煙しておりました。たばこ吸います。同僚がいます。いろいろ話します。10分たちます。あつという間ですね。また3分かけて高速エレベーターで上って、オフィスに戻るんですね。そうなりますと20分ぐらい自分の席離れているんですね。これが喫煙者の姿です。

それに対して非喫煙者の方はどういう形で息抜きをするのでしょうか。そういったところ、非喫煙者の方々の例えば情報交換、仕事のちょっと仮打ち合わせ、もうそういうものを踏まえた上で喫煙者の、私、電子たばこ吸いますんで、理由として思い浮かんでくるのは、コミュニケーションも必要だから、喫煙所で違う部署の人と話するのも必要なんで、これ常套句なんですね。非喫煙者は、じゃ、その関係与えられるのかと、与えられているのかという話になるわけですよ。そういったところの部分、やはり不平等感あるわけですね。

飛躍した形で、この議案に関して関係ない形でありますけれども、非喫煙者のための一息ほっと息を抜ける、ちょっとしたコミュニケーションとれる、そういった空間づくりも今回の件をきっかけにして考えていくべきじゃないのかなと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（杵本光清） 田中副町長。

○副町長（田中敏彦） 先進的な答えありがとうございます。

今回の件は、コンプライアンスとかそういう問題ではなくて、個人のモラルの問題です。これは幾らどんなに規制をして、そしてどんなに準備をして、こういうことするとこんな懲

罰があるよということを細やかに定めていても、個人のモラル意識、それが欠如しておれば歯どめはききません。申しわけございませんが、このことと今常盤議員がおっしゃることとは完全に分けて考えていただきたいと思います。

それから、聞き取りをしますと、周りの人間もほぼ知っていたということでした。

ただ、本当にトップの方なので意見が言いにくいという状況もあったかもしれませんが、職員も過去から上司の方もいろんなところで吸っておられた。それで29年と、それから私が就任して6月24日にも全職員に通知を出しました。にもかかわらず、その以後も吸っていたということが判明をしております。これは、まさに規範意識が散漫になって、そういう空気がこの庁内全体にあったのではないかなというふうに考えています。それから、本当に重要なポジションにおられる方も何かその部屋で、同室で吸っておられたということです。ですから、何かこの庁内にそういう規範意識が散漫になっているという空気が蔓延しているのではないかなというふうに考えています。

ちょっと言葉は悪いかもわからないんですが、こういうことが発覚したということを経験に規範意識と、それからモラル、そういうような徹底について職員が一度自分に立ち返って考えるいい機会になったのではないかなと思っております。この機会に職員に通知を出すなり、いろんな手法を考えながら規範意識の徹底に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（杵本光清） 佐藤議員。

○4番（佐藤利治） すみません。副町長と企画部長にちょっとお伺いしたいんですけども、少し脱線しますけれども、コンプライアンス委員というか委員会というか、それが機能していないので、こういう事態も起こったと思うんで、もっと掘り下げて考えてみると、周りの人も知っていた、知っていたけれども、言えない。それはコンプライアンス室に職員の方がどなたかが言った場合に、どここの誰々が言っていたとオープンになるような形ではコンプライアンスというものは守っていけないと思うんです。

私の提案なんですけれども、今後のこととして、企画部長、聞いてもうてますか、首振ってはりますけれども、今後のこととして、外部に弁護士を置くとか、外部にそういうところ、仕事以外休業のときでも相談に乗ってもらえるような、そういうふうなコンプライアンス室ということを考えていくということは今回ええ機会やないかなと。過去から周りの人、私もこの話が、なぜ新聞でこндаけ騒がれてんのかということに疑問は持っておりますけれども、町の方が心配されております、住民の方が。

だから、それをもとから直していこうと思いましたが、やっぱり外部に職員の方が相談できるような本当のコンプライアンス委員という、そういう会というか、そういう場をつくっていくというのが、今回この問題を通していい契機じゃないかなと思いますけれども、その辺どうお考えでしょうか。

○議長（杵本光清） 澤井企画部長。

○企画部長（澤井昭仁） まずもって、今回の事案について我々職員が逆に言いわけをするような立場にありません。ひたすら反省すべきで、私も含めて反省したいと思います。

その上で、コンプライアンス委員会について内部通報制度もご置きますし、職員の匿名の通報制度もつくってご置きます。

ただ、今回、先ほど常盤議員おっしゃられたように機能しなかったという点につきましては十分反省した上で、佐藤議員がおっしゃっているような新たな制度というものも検討すべきというふうに考えております。

まず、検証したいと思います。その上で、今後どうしていくかというところを決めていきたいというふうに思います。

○議長（杵本光清） ほかにございませんか。

西村議員。

○12番（西村 潔） まずは喫煙ルール詳細について説明お願いしたいと思うんですね、喫煙ルール。例えばドリンクを飲むとか、例えばたばこを吸うというのは一定の時間で1日2回、ここで吸うとか、そういうルールになっているのかどうかですね。例えば自席でお茶とかは飲まないとか、別のところへ行ってお茶飲むとか、そういうふうなルールに具体的にやらないといけないということが起こっておりますね。これは、既にアメリカではそういうことをやっているわけですね。飲むときは別のところへ行って飲むとか、もちろん、たばこもそうですね。たばことか飲酒というのは常習ですね、これは。そういう常習犯の行為に対して明確なルールをつくらなければと。

今自主的と言いましたよね。これ自主的でいいのかどうかというのがありますよね。こうした場合はこうなりますよということは、懲罰的な意図も含めてやらないといけないんじゃないかと思うんですけれども、この2点について回答をお願いします。

○議長（杵本光清） 福井総務部長。

○総務部長（福井敏夫） すみません。まず1点、喫煙のルールということでございます。

それについては特段のルールというのはございません。ただ、本人のモラル、業務の内容

等に任せるのが事実でございます。

以上でございます。

それと、すみません。もう一つ何でしたか、もう一つ質問……。

(「自主的な返納という、これでいいのか」と言う者あり)

○総務部長(福井敏夫) すみません。減額についてということで、これにつきましては、ご本人が判断されたというところで、我々は何も言うことはございません。

○議長(杵本光清) 西村議員。

○12番(西村 潔) 今の答弁ですと、まずルールがないということですね。ルールがないから自主的に判断する。これではだめじゃないですか、きちりルールづくりをしないと。それでルール違反したら、公聴会しますよということをつくらないとね。

先ほど言いましたように、これは常習的ですよ、タバコ吸うとかね。飲酒もそうですよ。かつて僕らの町長が飲酒運転してやっていたと、捕まったというのがあるわけですよ。こういう常習的な行動に対しては明確なルールをつくらないと、それがいいことには、それに違反した場合はこうなりますよということをつくらないと、自主的にということになれば、今おっしゃったようにルールないわけですよ。モラルで訴えるということを行っているわけですよ、これでいいのかということについて質問しているわけですね。

○議長(杵本光清) 福井総務部長。

○総務部長(福井敏夫) すみません。今西村議員おっしゃっているのは、ルールつくる必要があるんじゃないかということで、それにつきましては近隣町あるいは全国的な話もござります。いろんなパターンがあると思いますので、それも調査させていただいて対応してまいりたいと思います。

○議長(杵本光清) ほかにございませんか。

坂本議員。

○6番(坂本博道) 私も先ほど副町長からの報告で、改めて内部的な調査をして、なかなか言うに言えなかった状況もあったようだという事については、ちょっとそれについては私もショックを受けているところです。

というのは、今回の事案を通じて、1つは、教育長という立場のというような問題というもの、これはこれでまた一つ大きいと思います。特に教育分野での責任という点でいうたら、信頼が土台ですから、そういう点での反省というのは、やっぱりしっかりとしておく必要があるかと思っています。

もう一点は、先ほど言ったように、やはりなかなか言うに言えないというような、そういう雰囲気があったというのは、これが、結局、先ほど来言われているように、この件だけではない問題でそういうことがあるとなると、職場の中の、庁内のさまざまな意味でのことにも、やっぱり非常に不安も感じるということになります。

そういう点で、改めて、そういう風通しよくというか、同時にしっかり言えるような雰囲気、そういうところをつくるという点では何らかの具体的な対処、改善とかについては、この件も通じて行われたのかどうかについては伺っておきたいと思います。ちょっとわかりにくかったか。

○議長（杵本光清） もう一度。

○6番（坂本博道） すみません、どうも。だから、そういうなかなか言えないような雰囲気あったとかはヒアリング通じてあったということでしたけれども、それと、さっき澤井部長からありましたが、内部通報制度もあることはあると。

でも、なかなかそれ機能してないということがあったようなわけなんです、それらについて、より有効に機能するようにするために、そういう点でいったら、職員に向けて何らかの今回発信やら、手だてというのは打たれたんでしょうかという。

○議長（杵本光清） 田中副町長。

○副町長（田中敏彦） 町長からの発案で一人一人一応面談をさせていただきました。そしてこういうことがあれば勇気を持って通報するといいますか、こういうようなことを教えてくださいということで申し上げました。

それから、職員全体に今アンケート調査をしております。そのアンケート調査の結果次第で、皆様方からおっしゃっていただいたそういうような具体策を検討してまいりたいと、このように考えております。

○議長（杵本光清） ほかにございませんか。

（発言する者なし）

○議長（杵本光清） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

長谷川議員。

○7番（長谷川伸一） 今回の反対討論いたします。

なぜかと申し上げますと、今町長からご説明いただきました自主的返納と、今回教育長は教職員を指導監督する立場、教職員への信頼を損なったということでの懲罰ということで自

主返納として10%の給与カットを3カ月ということと、町長は1カ月ということとなっておりますけれども、私が申し上げたいのは、教育長という重責にある立場です。これは将来ある子供の教育をつかさどる責任ある地位の方であります。この方が第1回目で新聞に書かれたように、判断が甘かったということではないと思います。やっぱり教育長という職責をよく考えていただいて、もう一度懲罰についてはよく考えて検討して、もう一度出していきたいと思います。

この案件に対しては反対いたします。

○議長（杵本光清） ほかにございませんか。

賛成の方いらっしゃいますか。

それでは、常盤議員。

○2番（常盤繁範） 私も反対させていただきたいと思っております。

理由としましては、先ほども質疑の際に申し上げたんですけれども、対策、実行の部分でまだ調査中というところがあるんですね。こういったところの部分、もう少し全容をもうちょっと解明してから、しっかりとした形で対策をどういう形をとる。その上で処分というか、自主的な形のを要望があつての上だと思んですが、その上で条例として上程していただきたいと考えているところと、あとは、先ほど澤井部長のほうからご答弁ありましたけれども、コンプライアンス担当として、対策室として行う機関のところの部分で、やはり今までの形では不十分なところがあるんじゃないのかなと、企画部の部長さんが室長という形でいらっしゃる形のコンプライアンス対策というのは、独立性が保たれているのかなと。例えばなんですけれども、今年度から改善されている清掃工場の残業問題についても、過去数年間、多大な残業時間あったわけですね。これに対して数年間そのままだったわけですね。勤怠に対して、じゃ、どういう形でチェックを行っていたかも、そういうところももう一回見直すべきじゃないのかな。それを打ち出した上で今回の条例の提出という形をとるべきではないのかなというふうに考えまして、反対とさせていただきます。

○議長（杵本光清） ほかにございませんか。

（発言する者なし）

○議長（杵本光清） ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第2号の採決を行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の方、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（杵本光清） 多数であります。

よって、議案第2号 町長及び教育長の給与の減額に関する条例の制定については可決されました。

◎議案第70号の再議についての説明、質疑、討論、採決

○議長（杵本光清） 日程第5、「議案第70号 まほろば環境衛生組合の設立について」の再議についてを議題といたします。

令和元年12月13日の定例会において、議員発議の修正案が議決された議案第70号 まほろば環境衛生組合の設立については、地方自治法第176条第4項の規定によって、町長から再議する旨の文書が提出されました。

町長から再議に付した理由の説明をお願いします。

○町長（清原和人） 議長。

○議長（杵本光清） 清原町長。

○町長（清原和人） それでは、令和2年第1回臨時会に提出いたしました議案第70号の再議につきまして、ご説明申し上げます。

このことにつきましては、令和元年第4回（12月）河合町議会定例会において議決された「議案第70号 まほろば環境衛生組合の設立について」は、議会の権限を越えた議決であると認め、地方自治法（以下「法」といいます）、第176条第4項の規定により再議を求めるものでございます。

その理由について説明いたします。

当該議案は、法第284条第2項の規定により、安堵町、広陵町、河合町（以下関係団体といいます）で、ごみ中継施設の設置及び管理並びにこれに附帯する事務を共同処理するため規約の案を定め、法第290条の規定により議会の議決を求めたものです。

法第284条第2項では、事務の共同処理に係る手続については、関係地方公共団体の代表者たる長は協議に当たることは規定されており、協議を行う前提条件として議会の議決を位置づけていることから、当該議案の提出権は長に専属するものであり、議会には修正案を提出する権限はありません。また、関係団体の議会が議決すべき議案の一部である組合規約は、関係団体の長における事実上の協議や許可権者である知事との連絡・調整を経て作成したも

のであり、関係団体の議会が単独で事前調整もなく、その内容に修正を加えることは法の本旨に背くものです。

そもそも本町が可燃ごみに関する事務だけを山辺・県北西部広域環境衛生組合で共同処理することについては、平成27年12月14日の議決をもとに本町を含めた10市町村で協議し、その後、平成28年2月25日付で知事の許可を受けた同組合の規約に規定されており、当該議案の修正内容だけでは同規約とそごが生じるものです。

このように、既に法定上の手続を経て他の市町村との協議も終わり、許可権者の許可を受けた内容について見直すのであれば、再度関係する全ての市町村との協議等は必要となります。

以上が今回の修正案の提出、同案の可決については、議会の権限を越えた議決であることを認め、再議を求める理由です。

以上、説明とさせていただきます。よろしくご審議、ご決定賜りますようお願い申し上げます。説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（杵本光清） これより、質疑に入ります。

質疑のある方、発言願います。ありませんか。

坂本議員。

○6番（坂本博道） 4点ちょっとお伺いしたいと思います。

1つは、今回再議ということやったわけですがけれども、確かに結果的には、今回の修正というのが議会の権限を越えたものであるということでは、そういう今の判断されるものであったかとは思っています。

しかし、今回議決されなかったということが1つ事実かと思えます、当初出された議案が。そういう点では、否決に相当するものだということにもなります。そういう点で見たときに、今回の議案が議決されなかったということを踏まえて、このことをもう一遍見直すという方向ではなくて、改めて再議という方法で、もう一度提案されたということについては、その議決されなかったという意味を踏まえて、どうしてそうだったのかということでお伺いしたいと思います。

それから2点目ですがけれども、一応今回私も方向転換したほうがいいという立場でおるわけですがけれども、そういう点では、やはり今後のごみの処理の問題について、とりわけ不燃ごみ、資源ごみについては広域の事務組合のほうに入らずにという方向性というのが、将来的に一定の維持がどうなるんだろうかということに対する、いわば懸念というがありまして、

変えるのであれば、今のほうがいいのではないかという立場を持っております。

その理由として、現在の最終処分のあたりにつきまして、伊賀市の民間処理業者に委託をしているという状況があります。

しかし、この事業所を所有する伊賀市では、他の地方公共団体から持ち込まれる一般廃棄物に対して協定を締結するという事と、それから環境保全負担金ということを課すということの上でいわば搬入をさせておりますけれども、その承認要件として、1つは、その自治体みずからの区域内で処理できない相当の理由が認められること、それから、受け入れ期間の限定があること、それから、3点目に処理の安全性の確認、このことを伊賀市の条例ではうたっております。その上で、負担金として一般廃棄物総重量1トン当たり1,000円というのを徴収するというようになっております。

そういう点で改めてですが、この伊賀市との間で協定を結んでいると思うんですけれども、その際に、当該河合町で処理できない相当の理由及び受け入れ期間というのはどのように明記をしているんでしょうか。

そういう点から見たときに、その上で、結局、今後の伊賀市への持っていくことについての見通しをどのように持っているかについては、2点目としてお伺いしたいと思います。

それから3点目に、そういう中で、今回今の委託業者への委託料や、それから伊賀市への負担金というのはどれぐらい払っているのか、そういうのを今後の見通しを考える上でも、ちょっとお伺いしたいと思います。

それから4点目ですけれども、ただし、当然不燃ごみ、資源ごみの搬入のためには、山辺・県北西部広域環境衛生組合への規約の改正が必要となります。

しかしながら、直近では平成30年12月に規約改正を議決しておりますけれども、この際は中身については、山辺の組合の第3条の改正で、処理事務組合の高騰をとく、その際、山添村は資源ごみは入っていなかったんですけれども、それも参入するという事も含めた改正を行っております。

そういう点でいったら、やはり一定の期間、時間は少しかかるかもしれませんが、そういう規約改正も行い、そして、その上で中継基地の問題も展開して、そういう点では河合町の今後のごみ処理の方向性については、一定県内をベースとした形で持続可能なものとして転換するというのは、今の時期に考えておく必要があるんじゃないかと思います。

そういうことの上で、ご意見を伺って判断したいと思っております。

○議長（杵本光清） 福井総務部長。

○総務部長（福井敏夫） すみません。まず1つ目、再議にした理由ということでございます。

再議というものにつきましては、地方自治法に根拠を置いて、1つは一般的拒否権としての再議というのと特別的拒否権としての再議という2つがございます。

今の場合は議決または選挙が越権もしくは違法であると認められるものに対する再議ということで、認められる越権あるいは違法だと認められるものに対する再議につきましては、再議をしなければならないということになっております。

まず1つ、議員がおっしゃったように、それが結果論として否決である。否決にありますけれども、その修正案を提出されて、それを可決されたというものが、それが町長が違法なものだと認める場合、それは再議をしなければならないということになっておりますので、今回こういう対応をさせていただいたところでございます。

○議長（杵本光清） 木村住民生活部長。

○住民生活部長（木村光弘） 坂本議員の質問のお答えでございますが、将来的に考えると組合のほうへ行けばということでございます。

当然この間の全員協議会でも説明いたしましたように、現時点における構想的な、指名的な形でご説明させてもろた折にも、将来的にも、やはり今後のこと、動向がどのようになるかは見えない部分もございますので、その辺も検討を入れながら現時点では今のままでいきたいというようなことでご答弁させていただいております。

伊賀市との関係でございますが、伊賀市におきましては、河合町では不燃ごみを持っていただく、毎年協議を行って年間処理、これぐらいというような形での処理をして、協定というか、結んでいるというような形でございます。今のところ、伊賀市等からの打診としては、特に引き受けができないとかというようなことは、まだ答えはいただいておりませんので、その辺も今後の動向を見て考えていかなければという部分も出てくるのかなとは思っております。

それと、山添村さんが途中で参加していると。当初組合設立のときには不参加でありましたが、その当時から山添村さんは、天理の4町のほうでのごみ、全部天理市のほうへ持っているということもありました。その中で、組合規約とか成立された後ですが、山添さんのほうも、やはり組合のほうへ持っていきたいというような形で、大体2年ぐらいの協議を重ねながら、それで昨年ですか……おととしですね、すみません。規約の変更というような形で10市町村、山添さん抜けば9市町村ですが、そこでの協議を経て、議決等ももらっての参加というような形になっております。

○議長（杵本光清） 坂本議員。

○6番（坂本博道） 再質問というか、ちょっと答えられていない部分もあったということも含めてで、ちょっと確認したいんですが、今部長からあったように、伊賀市との協定をつくってということになると思うんですけども、その際、先ほど言いましたように、向こうが一応他の自治体からの受け入れに当たっては、村みずからの区域内で処理できない相当の理由が認められること及び受け入れ期間を一定限定すること、そのことを踏まえて受け入れましょうということになっております。そういう部分というのは、ちょっと急に言うとなんなんですけれども、現在どういうふうに河合町としては説明をして協定を結んでいるかということの部分、これ、ちょっとさっきの続きで聞いたということによろしいですか。

○議長（杵本光清） はい、結構です。

○6番（坂本博道） お願いします。

○議長（杵本光清） いけますか。

○住民生活部長（木村光弘） はい。

○議長（杵本光清） 木村住民生活部長。

○住民生活部長（木村光弘） 伊賀市の件ですが、斑鳩町さんが伊賀市のほうへ持っていただいて、それはもうちょっと期限的に受け入れはなかなか難しいという形で、自治体のほうで考えなさいというようなことで新聞等とかにも載ったのは存じております。あれにつきましては、可燃ごみについて伊賀市のほうは永久的にずっと受け入れるものではないというような形でお答えをされると思います。

そういう意味に関しては、私どものほうはちょっと不燃のごみですので三重のほうへ持っていきます。業者はそれらを回収・処分する業者ですので、そちらとの関係もありますが、伊賀市とは可燃ごみというものにつきましては、私どもはゼロというような形ですので、今のところでは、先ほど言いましたように、特にもうだめだとか、そういうような打診等は全然来ておりませんので、先ほど言いましたように、今後もそういうような動向も考えながら見通し等を立てたいと思います。

○議長（杵本光清） 木村部長、坂本議員の質問は、伊賀市が河合町のもの受け入れる河合町の理由、伊賀市へお願いしなければいけない理由、その期間を質問されているんだと思うんですけども、そういうことですね。

○議長（杵本光清） 木村部長。

○住民生活部長（木村光弘） まず、伊賀市へ不燃ごみを持っていておられますのは、不燃の

燃やせないごみにつきましては、河合町では処理し切れるところがございません。埋立地もございませんので、そこからもう既に何十年というような形で伊賀市のほうへ持っていっておるんですねけれども、その当時、それら焼却できる民間業者があるということで、そちらのほうにお願いして、そこからずっと今までの経費で続いてきているわけでございます。

○議長（杵本光清） よろしいですか。期間は。

○6番（坂本博道） もうほな、2回目ということで。

○議長（杵本光清） はい、坂本議員。

○6番（坂本博道） ちょっと確かに実際の文面とか、向こうの状況というのは、もうちょっと確認せんといかんですが、伊賀市のそういう環境保全条例というやつの中身見ましたら、結局、そういう審議会で審議を経て、受け入れについては承認するとなっております。その際に承認する条件と先ほど言ったように、その自治体ではできないのか、何でできないかということと、一旦期間は一応……ただし更新、更新はしていると思うんですが、そういうことが必要だとは書いています。ですから、当然こちらが今つくっている協定とかの中にも、そういうことが書いているのではないかと考えるので、どういうふうに依頼しているんか。

ですから、これがもし山辺・県北西部の広域組合に入ったとすれば、一応不燃ごみの最終処分も含めても、一応その枠内でできるということであれば、そうなるんじゃないか。

というのは、やはり伊賀市のほうもこの民間業者というのはかなり事業拡大を今もしているようで、周辺住民とか含めて、余り喜ばれてはない面もあります。そういう点でいうたら、伊賀市的には、とりわけ他の自治体から入ってくるごみについては一定の規制をしたい。確かにその延長として斑鳩町などは、ずっとこれはいかれへんということもあって、あのエリアでの新たな広域のほうを模索しているかと思います。それで、委託には河合町のそういう将来的に見たときも、基本的には、せめて県内で処理できる方向へ持っていくことのほうへやって、安定的にそのことを持続できるのではないかと考えたときには、今この時期に変更しておくという、方向を変えるということは、したほうがいいのではないかというのが意見なんです。

そういう点で、もしわかればですが、先ほど言いましたが、協定等の中では、改めてそういう町内で処理できないこととか、同時に期間などについて何かそういうことは示した上でやってはいないのかについては、ちょっと確認しておきたいと思います。

○議長（杵本光清） 木村住民生活部長。

○住民生活部長（木村光弘） ちょっと今伊賀市との協議書は手元にございませんで、中身

等ははっきりしたことは言えませんが、手続としましては、当然毎年協議をしております。その中で、毎年の期間という1年間というような形で、こちらの希望する搬入量、そういうのを定めながら、最終的に伊賀市のほうでは、そういう審議会か何かで諮っての許可というような形でいただいているとは思いますが。

それで、今それらを今後のことを踏まえても、そこを外して、どこか県内とか何かというように変更を考えてはどうかということですが、今までも県内でそういう埋め立て等を受け入れるとか、また焼却をして受け入れるとか、この辺はどれぐらいのところがあるのかも一度調査等はしなければならぬと思いますが、ただ、今の状況で伊賀のほうで受けていただいているというところですので、その辺は、今後もそういう県内とかどこかで受け入れるところがあるかどうか模索しながら進めていきたいとは思っております。

○6番（坂本博道） もう一度。

○議長（杵本光清） 認めます。

○6番（坂本博道） ちょっと意味がよく伝わっていないようなので補足ですが、要するに期間を限定してというときの理由として、例えば広域の事務組合が始まるまでとか、そういうことを大体つけている場合が多いと思うんですよ。ある程度、要するに斑鳩とかにしてもね。また、ほかの今の上牧とかも同じところへ持っていつているみたいですが、そういう意味でいったら、そういう期間をつければ、逆に言えば、すぐに変えろというわけじゃないんですけど、そういう点で、でも、方向性については、この時期に変えていく必要があると思うし、それは伊賀市などの処理の状況とか、それから、先ほど言いましたが、ちょっと向こうのほうのを伺いしても、周辺住民含めて、この民間業者というのはかなりさらに事業拡大しようとしているところがあるみたいなので、そういう点で言うたらこの時期に、期間などについてもどういうふうに明記しているのか今ちょっとわからないんですけど、そういう方向で変えてはどうかということが趣旨でしたので、一応そうしておきます。

○議長（杵本光清） 木村住民生活部長。

○住民生活部長（木村光弘） 上牧町、斑鳩町さん、先ほど言いましたように可燃ごみという形で限定をされて、自分ところで解決する手だてをなささいというような条件は、もうもらっているみたいです。

私どもは可燃ごみじゃない、不燃ごみですので、そのような条件的なものは、まだ受けておりませんので、そういうこともありまして、今のところ、まだ伊賀のほうのお世話になるという方向で考えていきたいと。

○議長（杵本光清） ほかにございませんか。

長谷川議員。

○7番（長谷川伸一） すみません。ちょっと質疑する気はなかったんですけども、今坂本議員さんの関連でお尋ねします。

ちょっと素朴な疑問で質問します。木村部長にお尋ねします。河合町の場合は燃やすごみと燃やさないごみと。燃やさないごみはもう一緒くたになっておりますね。分別は今ほとんどしていません。燃やさないごみ、中には容器包装プラスチックとか、あとプラスチックビニール類、ガラス、瀬戸物とか金属類とか、こういう燃やさないごみありますね。その伊賀上野民間業者に最終処理を委託しているのは、内容はどのような最終処理をやっているのかご存じですか。

河合町の場合は、例えば私の家庭でも容器包装プラスチックを洗ったりする場合と、もう洗わないで出す者もいて、もうごっちゃになっているんですけども、実際洗わなかったら、もう燃やすしか方法はないというふうに聞いておるんですけども、その点、伊賀上野のほうの民間業者とどのような最終処理をしているか。ただ燃やさなくて、どこかに埋め立てしてんのか、三重の山奥のほうで廃棄してんのか、そういうのはご存じなのか、最終処分を教えてください、燃やしていると、焼却しているとなれば、不燃ごみを燃やすのと可燃ごみを燃やすのではダイオキシンとか、公害ガスの発生が大分違います。その点、どのように町は考えておられるのか。例えば容器プラスチック関係を燃やせば、必ずダイオキシンは基準よりは多くなりませんが、出ます。そういった点をどのような考えを持っておられるのか、教えていただきたいと思います。

○議長（杵本光清） 木村住民生活部長。

○住民生活部長（木村光弘） ただいまのご質問にお答えさせていただきたいと思います。

河合町では不燃ごみ、先ほど長谷川議員もおっしゃいましたように容器包装プラスチックとか、普通の廃プラスチック、ビニールと瀬戸物とか、いろんなものは実に燃やさないごみというような形で回収しております。それにつきましては、先ほどから言いましたように、伊賀のほうへ処理をお願いしているところでございます。

そちらのほうでは、容器包装プラスチックとか廃プラのほうにつきましては、焼却をしているというふうになっております。あと瀬戸物とか、そういうような部分につきましては、埋め立てというような形をとっておるところでございます。

もう一つありましたね、もう一つ……。

○7番（長谷川伸一） いいです。

○議長（杵本光清） ほかにございませんか。

馬場議員。

○10番（馬場千恵子） この不燃ごみの扱いについてですけれども、伊賀市のところでは河合町としても委託金と環境保全に迷惑料というか、そういったもの支払っているということなんですけれども、それは、それぞれどれぐらい払っているのかということをお聞きしたいのと、伊賀市についても、ずっともうあと何十年もこの状態で受け入れてくれるという保障はないわけですね。企業そのものは拡大する、営利団体ですので、拡大して、どんどん受け入れたいという気持ちもあるでしょうけれども、受け入れている伊賀市についてはダイオキシンが発生するとか、埋め立ての場所とかも含めて住民に対する迷惑をかけている、被害があるということで、そういう形で河合町もそちらのほうにずっと任せきりでいいのかという気持ちもあります。

平成28年度の協定の中で、河合町は可燃ごみだけを受け入れるということが協議の上で決まったということなんですけれども、河合町においても河合町で処分する費用についても、今の段階では持っていくよりも安いということで対応されていますけれども、それについても、果たしてそうなのかということも含めて検討していかなければならないのではないかと思います。

それと、埋め立てる場所がないとかということで、木村部長からも返答がありましたけれども、埋め立てという形をとらなくても、河合町が不燃ごみを今後どのように処分していくのかということで、広域化のほうに早い段階で移動するというのも一つの手というか、判断の基準だと思います。

そういう意味でもできるだけ早く、その協定はありますけれども、そのところを対処していただいて、協議していただいて、この機会に持っていくのが賢明な方法ではないかと思うんですけれども、どうでしょうか。

○議長（杵本光清） 田中副町長。

○副町長（田中敏彦） ちょっと私から答えさせていただきます、ちょっと担当外かもわかりませんが。

伊賀市の名義を、これ今後も受けていただけるかどうかというのは、今のところまだ容量的には十分であるというふうに聞き及んでおりますので、しばらくは受け取っていただけたらと思っております。また、その業者も法的に許可を得た企業であります。ですから、法を適

正に遵守して処理されておると考えております。

それから、今後のことですが、平成27年にそういう組合をつくるということで広域化に参加させていただいて、その時点で、うちのほうの可燃ごみを燃やす焼却炉がかなり老朽化しているということもあって、そういうのに参加させていただく。そして、不燃ごみの処分については従来の処分が、先日皆様の全体協議会でも細かく説明をさせていただきましたけれども、そのまま実施するほうが、処分費の比較の上において非常に格安であるということは何度も説明をさせていただきましたとおり、それで議会においてもこの説明をさせていただいて、可燃ごみだけは入るということで組合に入らせていただいております。

ただし、その当時から5年、6年たっております。資源ごみの細分化とか、それからダイオキシンであるとか、環境問題とか、そういうようなことがその当時よりは細やかにいろんなところで社会現象ともなっておりますので、今後については、当然河合町といたしましても適正に処理する方向、それを速やかに作成していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（杵本光清） ほかにございますか。

常盤議員。

○2番（常盤繁範） 質問になるかどうかわからないんですけども、今の質疑というのは、再議書に基づく議会の権限を越えた議決であると認め、理事者側からそういう形であって、それに基づいて地方自治法第176条第4項の規定によって再議という内容だと思うんですね。

質疑の内容を伺っていると、第70号議案原案の内容に関しても触れる形で質疑が行われているんですけども、どういう位置づけで質問させていただければよろしいんですか。

○議長（杵本光清） どういう位置づけ……。

○9番（大西孝幸） はい、議長。

○議長（杵本光清） 大西議員。

○9番（大西孝幸） 今の再議というのは、要は可決か否決かという再議だと思うんで、皆さん議員さん質問されているのは70号議案に対しての質問だと思うんですよ。この再議については、もう可決か否決かの判断でいいんじゃないかと思うんですけども。

○議長（杵本光清） 常盤議員、先ほど私に対しての質問というわけですか。

○2番（常盤繁範） 全体に対してなんですけれども、誰に聞いていいかわかんないんですよ。

○議長（杵本光清） はい。でも、私が聞いている限りでは第70号に対しての質問なのかなど、3町で行うのか、2町でいくのかという論点の質問かなと受け取っているんですけども、

常盤議員もそこで……。

○2番（常盤繁範） では、それも踏まえて。

○議長（杵本光清） はい。

○2番（常盤繁範） じゃ、この時間で質問させていただいてよろしいのでしょうか。

○議長（杵本光清） はい、どうぞ。

○2番（常盤繁範） はい、わかりました。では、改めて。

○議長（杵本光清） 常盤議員。

○2番（常盤繁範） では、第70号議案原案に対しても質問できるという形でありますので、申し上げておきたいことがございます。

再議の理由として山辺・県北西部広域環境衛生組合のそちらのほうの設置の基準案、それに対する協議があると。それに対してまほろば衛生環境組合設立しますよという形の部分理解させていただきました。今回ちょっと逸脱する形とっている形で本当に私自身個人として申しわけなかったと考えているところでございます。

しかしながら、山辺・県北西部広域環境衛生組合、こちらの設立のものに関しての基本計画ですね。これホームページ等で閲覧できるんですけども、そこにごみ処理の基本理念と目標というものが書かれております。

そこには基本理念、排出抑制を最優先にした資源循環型社会の形成。これ前提としまして、地球環境に対する配慮として二酸化炭素排出抑制等の試みとして基本理念、この排出抑制を最優先にした資源循環型社会の形成を目指していきます。それをもとに、山辺の環境衛生組合が設立されて稼働される予定がある。そこに可燃ごみ、燃やせるごみについては参画するという形で以前からさまざまな場所でご答弁いただいております。

しかしながら、この基本理念、それと地球環境等も考慮した上で、今後考えるべきこととしては、こちらの基本方針のほうにも書かれているんですけども、排出抑制の意義と3Rの優先順位。3Rって何ぞやという形になるんですけども、頭文字がRつく英語なんですね。これ割愛します。日本語にしますと、ごみを減らす、ごみを使えるものは繰り返し使う、ごみを再資源化する、そういった形を今後行って行って、純粋なごみとしてのものの排出量、それを減らしていきましょと。

我がところのまちだけでなく、日本、地球全体のことも配慮した上で、ごみの分別化を細かくして行って、その上でどういう予算を立てていくのか、そういったことを考えなくちゃいけない時代に来ているのではないかと私自身思うんですね。

先日その再議に際しまして全員協議会を開かせていただきまして、いろいろ質疑をさせていただきました。感謝しております。

しかし、その場で明確なご返答をいただけませんでした。改めて、ここで質問させていただきたいんですけれども、将来的にこの3R、減らす、繰り返し使う、再資源化する、そういった形のごみの分別も考慮した上で、現状で河合町にあります「家庭ごみの分別と出し方」、平成25年4月現在で発行されたものがございます。このごみ排出に際してのマニュアル、これをある一定期間設けて、検討期間を設けて、協議の期間を設けて、このマニュアルを町民の皆さんに配付することを前提として、改めてそういった形の協議会等を今後開いていただく、継続して開いていただく。

細かくいいますと、ごみの分別というのは、現在、大きく分けると4つぐらいに分かれているんです。これを山辺の基準に合わせると9分割する形になる。ところが、それ全て9分割絶対にしなければいけないか、それはわからないところだと思うんですよ。そういったところも踏まえて、河合町としては、プラスチック系のごみはどういうふう処理していくのか、金属類をどうするのか、もう一度議会と理事者側と同じ席に座って話し合いを継続して行っていく。

また加えて、単純に全部分けてしまえば全てよしというわけではありません。高齢化問題もございます。まごころ回収の方々に細かい分別をお願いできることが可能なかどうか、そういう形であれば、最終処理的な、一時的な町としての処理的な機能は一定基準残すべきではないとか、そういった具体的な話し合いをできれば設けていただきたい。

ある程度のご答弁をいただいた上で次の議題としてあります、私としては議員発議の内容の部分、特別委員会を設立するという形のものもありまして、これに関しては最終的な目的というものが、ちょっと私としてはまだ不明瞭なところがあるんですよ。それも踏まえて、私としては疑問点を解消していきたいと考えておりますので、ご答弁いただけませんか。

○副町長（田中敏彦） 議長。

○議長（杵本光清） 田中副町長。

○副町長（田中敏彦） ありがとうございます。

この組合に参加いたしましたもとの趣旨としては、その趣旨に賛同して組合に参加を表明して進めてきたものでございます。

ただし、河合町に今現在の財政状況とか、それから一帯等を考えた上で議論に議論をつけ、

2年間ぐらい議論したというふうに聞いております。そこで、この時点では今の案が最善策であると考えて、それを進めてきたということであります。

ですから、理想的には再資源ごみとか、そういうようなものを8種類、9種類に分別して回収する。そういうようなことは将来的な理想であると思います。それにできるだけ近づけるという方向で検討することは大事だと思います。

今回この議案を提出させていただいたときに、今常盤議員もおっしゃっていただきましたけれども、ちょっと越権行為ではあるかもわからないけれども、一石を投じていただいたということは理事者側としても重く受けとめたいと考えております。

ですが、河合町のごみ対策についても第一歩だと考えております。もうこれに参加をして可燃ごみだけ預けたら、もうそれでいいんだというような考え方は一切ございません。組合のその趣旨に賛同してその組合に入ったのですから、今後この組合に不燃ごみも任せるのがいいのか、それとも、もっと違う方向があるのではないかとということを模索しながら進めていくという所存でございます。

先ほど町長の最初のご挨拶も申し上げましたけれども、現在の施設で処理の継続が可能で経費も抑制できることから不参加と判断したところでありますけれども、今後長期的な視野に立った場合、広域組合の参加等も視野に入れる必要が出てくることは否定できない。

ですから、今後、議会、それから町民の皆様方と協議を重ねて住民にとって最善の方法を検討してまいりますというふうに挨拶でも述べさせていただきましたとおり、理事者側としても、今ご指摘いただいたことを念頭に入れながら、いろんな方にご意見をいただいて進めてまいりたいと、このように考えております。

以上でございます。

○議長（杵本光清） 常盤議員。

○2番（常盤繁範） 先ほど申し上げたとおりなんですが、次の議案等も私の判断基準とさせていただきますところがございまして、非常にきつい質問になるかもしれませんが、具体的なスパンとその検討期間、どういったところまで、どの期間までに検討していただいて、どういうふうに判断されるかというところ、お答えいただける範囲で結構ですから、ご答弁いただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○町長（清原和人） 議長。

○議長（杵本光清） 清原町長。

○町長（清原和人） 今のご質問に関しましては、方向性は先ほど副町長答えました。だから、

それに向けてこれから検討を加えていくということで、具体的な部分ではちょっと今答えるのは難しいかなということを思っております。

以上です。

○議長（杵本光清） ほかにございませんか。

岡田議員。

○11番（岡田康則） 各議員から本当に伊賀市のこととか聞いているんですけども、それはもう関係ないじゃないですか。もう本当にごみ、ライフラインです。そして今、常盤議員のほうから言われましたように、ごみの細分化、これは要するに二酸化炭素、そういうものを減少させるため世界的なこと、今ブーム、ブームじゃありません、していかないといけないことですし、やはり町長の旗振りのもとでごみの細分化もしていきましょうよということが絶対大事だと思います。これは、この前の全体協議会でもお話をさせていただきました。まして、今、今度県でしようということに対して、まだ机上論であります。天理のほうもまだそういう設備も建っておりません。安堵町でもまだそういう設備も建っておりません。今ここで河合町のほうで方向転換して申しわけないが、寄せてくださいという形でみんなで頭を下げて、参画させていただきたいと言えればいいんじゃないでしょうか。

やはり将来的、将来的と、将来あったら余計しんどいと思うんですよ、動くのが。今ならそうか、そうか、ほな、河合町さん、清原さんそない言うてんなら、そないしましょと、知事までは納得していただけたらと思います。私の意見です。

○議長（杵本光清） 答弁はよろしいですか。

○11番（岡田康則） いいです。

○議長（杵本光清） ほかにございませんか。

（発言する者なし）

○議長（杵本光清） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

ご異議がありますので、討論に入ります。

坂本議員。

○6番（坂本博道） 反対討論をさせていただきます。

一応今回のまほろばの設立に向けての条例の規約というのが、いわば今のごみの処分方法をそのまま進めるということを前提にしております。そういう点では将来的に、やはり今の不燃ごみ、資源ごみの伊賀市の受け入れ含めて一定の見直しが必要となるということも予想

される上でいえば、現時点でこの方向を変えていくという形にぜひしていただきたいという点で反対をしたいと思うんです。

○議長（杵本光清） 違います、違います。再議なんで。

○6番（坂本博道） だから、再議、否決……。
（「否決じゃない」と言う者あり）

○議長（杵本光清） 修正案についての……。

○6番（坂本博道） 先に。

○議長（杵本光清） 採決ですんで、第70号ではなく修正案、はい。

ほかにございませんか。

（発言する者なし）

○議長（杵本光清） これより、「議案第70号 まほろば環境衛生組合の設立について」の再議について採決をいたします。

本件をさきの修正案の議決のとおり決定することに賛成の方、起立願います。

なしであります。

よって、「議案第70号 まほろば環境衛生組合の設立について」の再議は、さきの議決のとおり決定することは否決されました。

これより「議案第70号 まほろば環境衛生組合の設立について」の再議については、さきの議決のとおり決定することが否決されましたので、改めて修正前の原案を再審議することといたします。

議案第70号を原案のとおり決定することに賛成の方、起立願います。

（「討論」と言う者あり）

○議長（杵本光清） いや、討論ない、討論なしです。

（賛成者起立）

○議長（杵本光清） 少数であります。

よって、議案第70号 まほろば環境衛生組合の設立については否決されました。

◎議員発議第1号の上程、説明、採決

○議長（杵本光清） 日程第6、議員発議第1号 河合町ごみ処理施策検討特別委員会の設置

についてを議題といたします。

お手元に配付のとおり、所定の賛同者があります。

提案者の長谷川伸一議員の説明を求めます。

○7番（長谷川伸一） 議長。

○議長（杵本光清） 長谷川議員。

○7番（長谷川伸一） 河合町ごみ処理施策検討特別委員会の設置提案理由を述べます。

議員発議第1号提案理由を申し上げます。

近年、環境に対する関心が高まっています。ごみなどの廃棄物処理に関しては自然環境や町民生活の安全を維持するため、適正な処理が強く求められています。

河合町の焼却施設が老朽化する中、可燃ごみを山辺・県北西部広域環境衛生組合で共同処理することとなっており、ごみ中継施設整備の計画が進められています。

今後ごみ排出量の削減、リサイクル率の向上、財政健全化等も踏まえて、ごみ処理施策の詳細かつ総合的に調査研究をしていくことが絶対に必要と考え、特別委員会の設置を提案いたします。

委員会の名称は、河合町ごみ処理施策検討特別委員会です。

委員数は、議長、副議長を除く11名です。

設置期間は、議決の日から調査終了までとし、閉会中も継続して調査を行うことができるものとする。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

令和2年1月7日。

提案者 河合町議会議員 長谷川伸一。

以上です。

○議長（杵本光清） 討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（杵本光清） 議員発議第1号に賛成の方、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（杵本光清） 多数であります。着席願います。

よって、議案発議第1号 河合町ごみ処理施策検討特別委員会の設置については可決されました。

それでは、河合町ごみ処理施策検討特別委員会の委員長、副委員長の互選をお願いいたし

ます。

その間、暫時休憩いたします。

休憩 午後 0時22分

再開 午後 0時27分

○議長（杵本光清） 再開します。

互選の結果を報告いたします。

河合町ごみ処理施策検討特別委員会の委員長に長谷川伸一議員、副委員長に谷本昌弘議員が選任されました。

◎議会運営委員会の閉会中の継続調査

○議長（杵本光清） 日程第7、議会運営委員会の閉会中の継続調査の件を議題といたします。

議会運営委員長から、会議規則第73条の規定により議会の運営に関する事項等について、閉会中もこれを継続して行いたい旨の申し出がありました。

お諮りします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中も継続調査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（杵本光清） ご異議なしと認めます。

したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中も継続調査とすることに決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議長（杵本光清） これで本日の日程は全て終了いたしました。

令和2年第1回臨時会は、ただいまをもちまして閉会します。

閉会 午後 0時28分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 杵 本 光 清

署 名 議 員 森 光 祐 介

署 名 議 員 常 盤 繁 範